公共料金等専門調査会報告の概要

- 〇本報告の位置づけ
 - ⇒消費者基本計画(施策番号67-2②③※)の進捗を踏まえてとりまとめたものであり、 これまでの専門調査会での議論等から得られた課題を示したもの。

「※②:公聴会や審議会における消費者参画の実質的な確保、③:料金妥当性を継続的に検証する方法の検討と実施

〇取り組むべき課題と検討すべき論点

消費者参画の実質的な確保に向けた課題 「消費者委員会が、所管省庁の取り組みをフォローアップ

(※電気料金を参照すべき先行事例と位置づけ)

- ・審査要領や料金改定申請を専門的・中立的に検討・審議するため、その場は、関係分野の専門知識を有する外部有識者※1を中心として構成。原則公開とし透明性を確保。
- ・また、その場で、消費者が直接意見を表明できる機会の確保が必要。
- ・公聴会や消費者の意見聴取会を原則開催。
- ・消費者庁は、料金改定認可手続きでの**所管省庁** との協議の際、所管省庁の上記取組み状況を検証。
- ・国民生活上重要な公共料金について**2、消費者 委員会の議論を経て消費者庁は、検証ポイントを 作成し、所管省庁は、それへの考え方を公表。等

料金の適正性の確保に向けた論点

まずは、消費者委員会自ら事実関係や検討に資する材料を整理、消費者庁を含む関係省庁が積極的協力

- ・料金妥当性の継続的な検証の在り方についての 検討(指標の設定や検証の頻度等)。
- ●総括原価方式における事業報酬算出の在り方に ついての検討。
- ・現世代消費者と将来世代消費者間の費用負担の 在り方についての検討(インフラ維持費用等)。
- •公共料金政策の国際比較についての検討(諸外国での自由化に至るまでの間の料金規制における消費者への配慮等)。
- ※1:学識者、公認会計士、弁護士、実務者、消費者問題に 精通した者(例えば消費者団体関係者等)を想定。
- ※2:物価問題に関する関係閣僚会議への付議されるものを 想定。

決定過程の透明性、消費者参画の機会、料金の適正性を、一層確保